

## 日立市子ども・子育て会議の傍聴に関する基準

平成 25 年 8 月 21 日

日立市子ども・子育て会議決定

### 1 趣旨

この基準は、日立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の傍聴

#### (1) 会議の公開

会議は、原則公開とする。

#### (2) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

#### (3) 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所（報道関係者にあつては会社名）を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

#### (4) 傍聴章の交付及び返還

ア 傍聴章は、会議ごとに、前号の手続きを終えた者であつて定員に満つるまでのものに対し交付する。

イ 傍聴章の交付を受けた者は、当該会議の終了後、これを返還しなければならない。

#### (5) 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、一般席 10 人、報道関係者席 5 人とする。ただし、会議の議長（以下「議長」という。）は、会場の広さ等を考慮し、これを増減することができる。

#### (6) 傍聴の制限

ア 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(ア) 銃器など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持っている者

(イ) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり旗、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者

(ウ) 酒気を帯びていると認められる者

(エ) (ア)から(ウ)までに定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

イ 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

#### (7) 傍聴人の守るべき事項

ア 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(ア) 会議での発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しな

いこと。

- (イ) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (ウ) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (エ) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (オ) みだりに席を離れないこと。
- (カ) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードとすること。
- (キ) 不体裁な行為又は他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (ク) 写真、映像などの撮影及び録音を行わないこと。ただし、写真の撮影については、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (ケ) (ア)から(ク)までに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

イ 傍聴人は、議長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(8) 資料の貸与

傍聴人に対し、会議の次第その他議長が必要と認める資料を貸与する。

(9) 会議の非公開

第1号の規定にかかわらず、会長又は議長は、次のいずれかに該当する場合は、その理由を明らかにして会議を非公開とすることができる。

ア 日上市情報公開条例（平成7年条例第1号）第7条各号に規定する情報を含む内容について審議等を行うとき

イ 特定の個人や団体等に不利益を及ぼすおそれがあると認めるとき

ウ 公正かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他会議の目的を達成できなくなると認められるとき

(10) 傍聴人の退場

前号の規定に基づいて会議を非公開とする決定がなされた場合に傍聴人があるときは、当該傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(11) 違反に対する措置

傍聴人がこの基準に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

3 会議開催予定の公表

事務局は、次に掲げる事項を市ホームページに掲載する等により、会議の開催予定を公表する。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の区分（非公開の場合はその理由）
- (6) 傍聴人の定員

(7) その他必要な事項

4 委任

この基準に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

以 上

## 日立市情報公開条例 (抜粋)

(公開しないことができる公文書)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

- (1) 法令の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表することを目的としているもの
  - ウ 法令の規定による許可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で公にすることが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ その他ア又はイに準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの
- (4) 市又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共的団体をいう。以下同じ。)が行う監査、検査、契約、渉外、争訟、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益を与えると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 市又は国等が行う事務事業に係る意思形成過程において、市の内部又は市と国等との間で行った審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (7) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

別記様式

平成 年 月 日

第 回 日立市子ども・子育て会議傍聴人受付簿（平成 年度）

番号	氏名	住所（報道関係者は、会社名）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		